

# 不用品回収業者に対する取組 みの現状と課題について

松山市 廃棄物対策課

# 現状

- 本市には、複数の不用品回収業者が存在し（個人事業者が多く正確な実態把握は困難）、住宅街を軽トラック等で移動しながら一般家庭等から無料で不用品を回収し、市内のヤード業者に搬入している。その搬入方法は積荷の車一台丸ごとの買い上げ方式が主流である。（スライド6参照）
- 不用品回収業者は、一般家庭等から家電リサイクル法の対象となる特定家庭4品目（テレビ、家庭用エアコン、洗濯機、冷蔵庫）（以下「家電4品目」という。）を回収し、ヤード業者へ持ち込んでいる。
- 悪質なヤード業者は、持ち込まれた家電4品目をヤード内で判別できないほどに破碎し、金属スクラップに混入している。（いわゆる「雑品スクラップ」）地域住民からは、家庭用エアコンの室外機を重機等で破碎し、冷却ガスが大気中へ放出されている旨通報を度々受けている。（スライド6参照）

# 本市の対応状況

- 本市では、住民等からの通報を受けた悪質なヤード業者に対しては、数十回に及び廃掃法第19条に基づく立入検査を実施している。
- しかしながら、廃掃法違反を断定できない状況であり、また、本市の調査及び事業者のヒアリングによると、ヤード業者が引き取っているものは、基本的には再生可能なものであり、有価物として取引されている実態があるため、破碎された家電4品目が混入されているような雑品スクラップ（廃プラスチックや金属の混合物）について、廃棄物判断をするのは困難な状況である。

# 問題点

- 環境省においては、平成24年3月19日付けで「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（以下「3.19通知」という。）を発出し、家電4品目における廃棄物該当性判断について指針を示しているところ、本市においても、この3.19通知に基づき指導を行っている。
- しかしながら、告発を視野に入れた対応が検討される悪質な事業者への対応については、それらの雑品スクラップは家電4品目の混入を断定することができないうえ、相対有価物で取引されているため、廃棄物判断できず、家庭用エアコンを破砕している事実は掘んでいものの、廃掃法違反を断定できない状況であり、3.19通知を根拠とした指導の限界である。
- つまり、告発に至る事案が発生した場合、3.19通知を根拠とすると、法的根拠が弱く、悪質な事業者への対応として踏み込めない現状がある。

# 【事例】不適性な不用品回収業者及びヤード業者

## 法人Aの概要

- 事業概要

  - 〈事業形態〉

松山市内に3カ所の拠点をもつ、リサイクルショップ及び資源化物の買取り、売却を主な事業としている。

リサイクルショップ1カ所、買取りヤード2カ所（計量事業所）

  - 〈主な買取り先〉

不用品回収業者、金属回収業者（専ら物）及び一般市民等

  - 〈主な売却先〉

広島県及び香川県方面に出荷しているとの情報があるものの詳細は不明

- 周辺住民から重機や荷卸し時に発生する騒音やほこり等による苦情が寄せられている。



# 【事例】不適性な不用品回収業者及びヤード業者

## 買取りの様子（1車丸ごと買い）



①搬入時に車両ごと計量



②荷卸し場へ移動



③荷卸しの様子

## 家電を破砕していると思われる様子

地域住民から、家庭用エアコンの室外機を重機等で破砕している旨、通報があり、写真の提供があった。

冷却ガスと思われるものが大気中に放出されている様子



# 【事例】不適性な不用品回収業者及びヤード業者

## ヤード内の様子



ヤード内では、以下のものを確認した。

- エアコン、洗濯機等の特定家電類
- 業務用エアコン等の設備機器類
- 建築物の解体等で発生したと見られる金属類
- 農機具（田植え機等）

# 【事例】不適性な不用品回収業者及びヤード業者

## 本市の指導状況

A社に対しては、住民から重機や荷卸し等の作業時に発生する騒音やほこり等による苦情が度々寄せられ、その都度関係課や関係機関等と連携し平成22年4月から平成27年11月までに23回の立入調査を実施している。

立入調査では、騒音やほこりといった苦情に関する部分は関係課等に対応を任せ、廃棄物関連部署として、A社に保管されているものが最初にどういった経緯で搬入され、搬入された物が有価物なのか廃棄物なのかという視点から調査を実施している。しかし、業者の主張を法的に覆すほどの違反等が確認できていない。

### 〈A社の主張〉

A社が買取った物は、基本的に全て再生可能なものであるため、全品有価物である。買取物は、ヤードにおいて中古品（作動するもの）とそれ以外のものに分別し、それ以外のものについては、ヤードにおいて素材ごとに分別し付加価値を高めた後、ほぼすべてを原材料（プラスチック類、金属類）としてリサイクル会社へ売却している。どうしてもリサイクルできないものは、自社の産業廃棄物として適正に処分しており、廃棄物は取り扱っていない。

3.19通知により家電4品目における廃棄物該当性判断について指針が示されているが、同通知はあくまで自治体への技術的助言に止まるものであり、自治体が廃棄物との判断を下した結果、裁判等公の場において、その判断が覆された場合、同判例が全国の不用品回収業者及びヤード業者に波及することは必至である。

また、関係機関に対する影響も計り知れないことから、法的根拠が乏しい現状において、廃棄物と断定することは困難（市場が確立されていることも要因）であり、指導を断念せざるをえない。

# 最後に

- 本市の不用品回収業者やヤード業者らの活動実態は、買取物の有価性や市場性（実際に売却されている）を主張し、有価物と廃棄物との境界をあいまいにすることで、廃棄物の判断を難しくさせている。
- 本市の不用品回収業者やヤード業者らの活動は、市の集積場所までごみを出すことが困難な高齢者等の需要が高いと思われ、市民生活に直接与える影響が少ないため、こういった業者を利用しないよう啓発してもなかなか理解が得られない。
- 今後においては、技術的助言等の通知によらない、法等による廃棄物処理方法の明確化、国による輸出業者への立入検査の強化や警察機関との連携体制の構築、市町村の管轄区を超えて活動している業者への広域的な対策方法など、様々な課題に対する総合的な解決が図られ、体制の強化が行われるよう要望させていただきたい。